別表第2(第3条関係)

ガソリンを燃料とする発電機を使用する際のチェック表

使用するとき
設置場所は、可燃物や危険物等から離れた場所とする。
関係者以外の者が触れることの無いように監視人を置く。
補給用のガソリンを用意するとき
検査に合格した金属製の容器に入れること。
可燃性蒸気が漏れないようにキャップ等を確実に締めること。
容器は、火気(コンロ)や発電機から離れた場所に置くこと。
容器は、直射日光の当たらない風通しのよい場所に置くこと。
日中で長時間にわたって容器を屋外に置く場合は、容器の変形や破裂を防止するために、定期的に付近に火気のない風通しのよい場所で圧力調整ネジ等を緩めて、容器内部の圧力を解放すること。
ガソリンを給油するとき
エンジンの停止を確認すること。
付近に火気(タバコなど)が無いことを確認すること。
風通しのよい場所で行うこと。
容器のキャップを開ける前に圧力調整ネジ等を緩めて、内部の圧力 を解放すること。
容器に静電気が帯電している恐れがあるので、容器を地面に直接置 くなどして、静電気を除去してから給油すること。
その他
取扱説明書に記載の安全事項を必ず守ること。
消火器を準備すること。

※各項目について、確認できれば □ にチェックをしてください。